特定個人情報保護評価計画管理書

評価実施機関名

東京不動産業健康保険組合

作成•最終更新日

令和7年1月7日

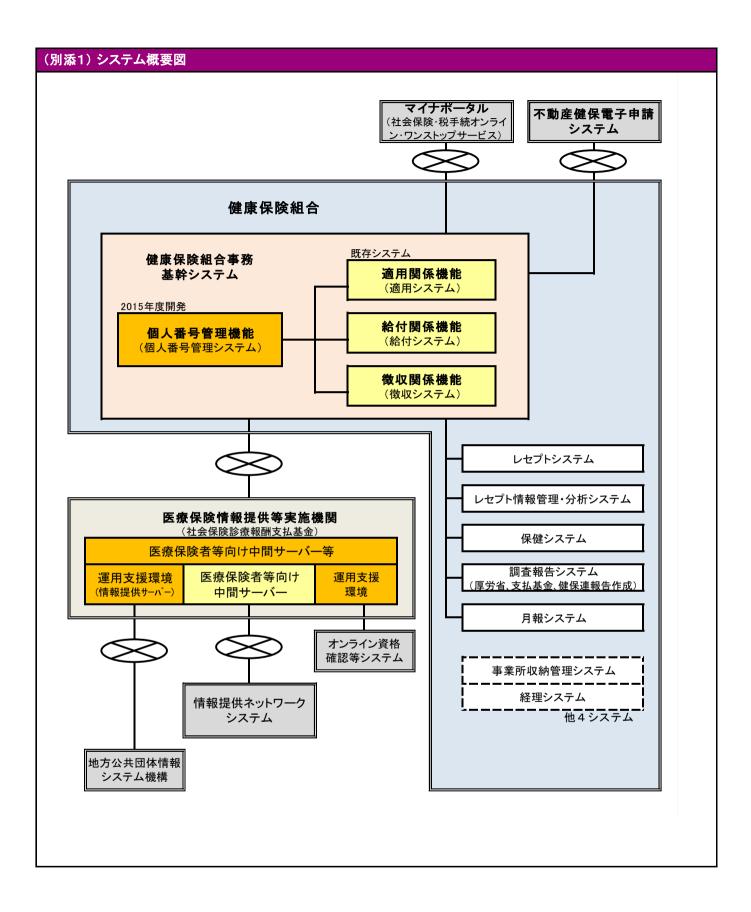
担当部署

総務課

[令和6年10月 様式1]

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書番号	法令上の 根拠	事務の名称	 システムの名称	情報連携	基礎項目評価				重点項目/全項目評価			144 之	to vy to se
					前回実施日	次回実施	色 予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施	拖予定日	備考	担当部署
1	【・番第囲 2・法第の本の情番第利情関第6、及第:健第第日 1 2 30機人提報号8 用報す2・び4、第保関で供連法号特のる条・同様のです。 1 9 4 第 9 9 4 第 1 9 4 第 1 9 4 9 4 9 4 9 4 9 4 9 4 9 4 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	適用、給付及び徴収関係事務	1. 健康保険組合事 務下「基幹システム」 という) 2. 医療保険者等向 け中ででいいでは、 が一等」という) 3.不動産健保電子 申請システム	0	令和3年8月2日	未定		全	令和3年8月2日	未定		・番号法等の改正に を正により事後に 修正 ・基礎項目評価 書換え	総務課



(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス								
1. 個人番号にアクセスできるシステム								
個人番号を直接保有するシステム	健康保険組合事務基幹システム (個人番号管理システム) 医療保険者等向け中間サーバー等							
他のシステムを参照することで個人 番号にアクセスできるシステム	健康保険組合事務基幹システム (適用システム, 給付システム, 徴収システム)							
2. 個人番号にアクセスできないシステム								
ネットワークが物理的に分離してい るシステム	事業所収納管理システム 経理システム その他 4システム							
ネットワークが論理的に分離してい るシステム	下記のシステムは、個人番号を持っているシステムとはネットワークをVLANやSDN等により 論理的に分離し個人番号へのアクセスを制御している。 ・レセプトシステム、レセプト情報管理・分析システム ・保健システム ・調査報告システム(厚労省、支払機基金、健保連報告作成) ・月報システム							
ネットワークは接続しているが、アク セス制御しているシステム	なし							